

愛媛県「三浦保」愛基金条例

(設置)

第1条 三浦保氏の遺志を受け継ぐ株式会社ミウラからの寄附を原資として、県民生活の向上に寄与する施策を推進するため、「三浦保」愛基金(以下「基金」という。)を設置する。

(財産の種類)

第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。

- (1) 三浦工業株式会社の株式100万株及び増資等により取得した株式
- (2) 基金の運用から生ずる収益金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金に属する現金は、第1条の目的を達成するための次に掲げる事業に要する経費及び基金の管理に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 環境保全又は自然保護の推進に関する事業
- (2) 社会福祉の向上に関する事業
- (3) その他知事が必要と認める事業

2 基金に属する株式を処分する場合は、当該株式の寄附者の同意を得るものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成19年12月21日公布・施行